

追 加 議 案 一 覧 表

第 2 5 号 議 案	瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	1
第 2 6 号 議 案	瀬戸市介護保険条例の一部改正について……………	4

6年市長提出第25号議案

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 <省略> 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) <省略> (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9, 100円</u> とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4, 200円を超えない範囲内に	(補償基礎額) 第5条 <省略> 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) <省略> (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>8, 900円</u> とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4, 200円を超えない範囲内に

<p>においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3及び4 <省略></p> <p>別表 補償基礎額表（第5条関係）</p>				<p>においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3及び4 <省略></p> <p>別表 補償基礎額表（第5条関係）</p>			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及 び副団 長	円 12,500	円 13,350	円 14,200	団長及 び副団 長	円 12,440	円 13,320	円 14,200
分団長 及び副 分団長	10,800	11,650	12,500	分団長 及び副 分団長	10,670	11,550	12,440
部長、 班長及 び団員	9,100	9,950	10,800	部長、 班長及 び団員	8,900	9,790	10,670
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた瀬戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）

）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、瀬戸市消防団員等公務災害補償条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第26号議案

瀬戸市介護保険条例の一部改正について

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月27日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>26,823円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>36,403円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>44,067円</u></p> <p>(4)及び(5) <省略></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 年額 70,</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>28,739円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>39,596円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>47,898円</u></p> <p>(4)及び(5) <省略></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 年額 70,</p>

251円

ア <省略>

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 年額 79,830円

ア <省略>

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 年額 89,410円

ア <省略>

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 年額 98,990円

ア 合計所得金額が420万円未満であり、

251円

ア <省略>

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 年額 79,830円

ア <省略>

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 年額 89,410円

ア <省略>

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 年額 98,990円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、

かつ、前各号のいずれにも該当しない者
イ 要保護者であって、その者が課される保
険料額について、この号の区分による額を
適用されたならば保護を必要としない状態
となるもの（令第39条第1項第1号イ（
（1）に係る部分を除く。））、次号イ、第11
号イ、第12号イ、第13号イ又は第14
号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 年額 121
, 342円

ア 合計所得金額が520万円未満であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保
険料額について、この号の区分による額を
適用されたならば保護を必要としない状態
となるもの（令第39条第1項第1号イ（
（1）に係る部分を除く。））、次号イ、第12
号イ、第13号イ又は第14号イに該当す
る者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 年額 134
, 115円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保
険料額について、この号の区分による額を
適用されたならば保護を必要としない状態
となるもの（令第39条第1項第1号イ（
（1）に係る部分を除く。））、次号イ、第13
号イ又は第14号イに該当する者を除く。
）

(12) 次のいずれかに該当する者 年額 146
, 888円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しない者

かつ、前各号のいずれにも該当しない者
イ 要保護者であって、その者が課される保
険料額について、この号の区分による額を
適用されたならば保護を必要としない状態
となるもの（令第39条第1項第1号イ（
（1）に係る部分を除く。））、次号イ、第11
号イ又は第12号イに該当する者を除く。
）

(10) 次のいずれかに該当する者 年額 111
, 762円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保
険料額について、この号の区分による額を
適用されたならば保護を必要としない状態
となるもの（令第39条第1項第1号イ（
（1）に係る部分を除く。））、次号イ又は第1
2号イに該当する者を除く。）

<p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</p>	
<p>(13) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>153,274円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>820万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ <省略></p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>124,535円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>800万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ <省略></p>
<p>(14) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>159,660円</u></p> <p>ア及びイ <省略></p>	<p>(12) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>137,308円</u></p> <p>ア及びイ <省略></p>
<p>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 年額 <u>166,047円</u></p>	<p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 年額 <u>150,081円</u></p>
<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、年額15,966円とする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、年額15,966円とする。</p>
<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「15,966円」とあるのは、「23,630円」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「15,966円」とあるのは、「23,630円」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「15,966円」とあるのは、「43,747円」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「15,966円」とあるのは、「44,705円」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 <省略></p>	<p>5 <省略></p>

<p>(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで、月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第13号</u>までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 <省略></p>	<p>(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ<u>又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで、月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 <省略></p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、第9期瀬戸市介護保険事業計画の策定に伴う保険料率の改正及び介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部

改正に伴い、瀬戸市介護保険条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。